明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務一一二）　一
〔告　示〕
○接続料の算定に用いる値を定める件の一部を改正する件（総務四一〇）　三
○電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第一項の規定に基づき様式を定める件の一部を改正する件（同四一一）　五
○道路に関する件（東北地方整備局二〇四、二〇五）　三
○道路に関する件（北陸地方整備局七五～七七）　三
○道路に関する件（中部地方整備局一四七）　三
○道路に関する件（中国地方整備局一三一、一三二）　三
○道路に関する件（四国地方整備局一〇三）　三
○道路に関する件（九州地方整備局一五四、一五五）　三
○道路に関する件（北海道開発局二一六～二一八）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人都市再生機構関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省令第百十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

総務大臣　金子　恭之